

山に木を植える 森林所有者を 応援します

原木の安定供給と、伐採後の再生林の確実な実行を担保し、森林の持続的経営を図る「**森林再生機構**」が行っています。

【支援額】

- ・ 1ヘクタール当たり 5万円以内

【支援対象となる主な条件】

- ・ 森林経営計画などに基づく 計画的な植栽 であること
- ・ 県の 再生林促進事業の対象 となっていること
(2千本/haなどの低コストな取組)
- ・ 裏面の 出荷者協力金 にご協力いただく森林であること

大分県森林再生機構事務局

住所：大分市花園2-6-51

大分県森林組合連合会内

TEL：097-545-3500

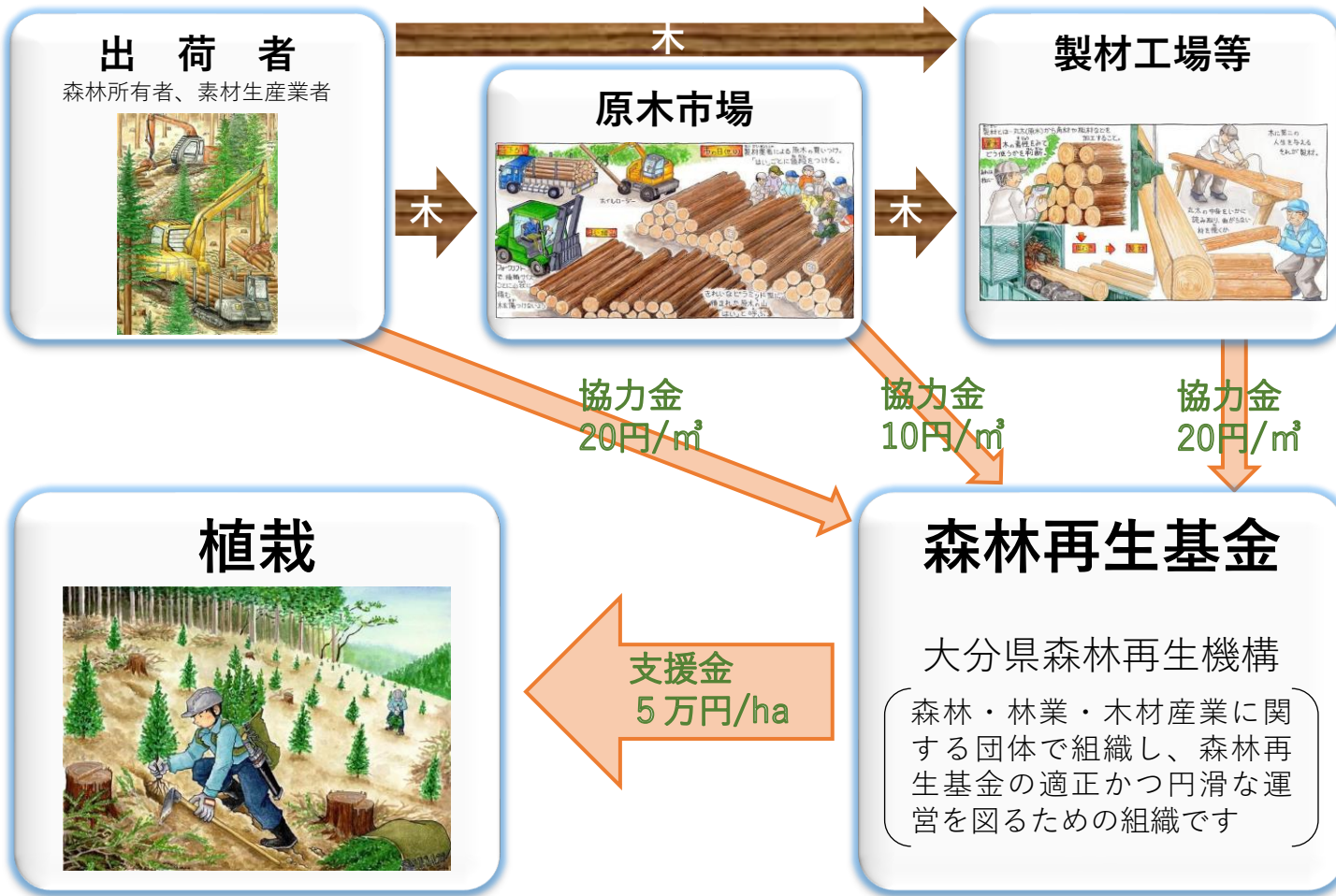
FAX：097-543-2491

URL：<https://oita-moriren.jp/kikin>

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



基金の概要



よくある質問

問 **なぜ再生基金があるの？**
答 大分県の人工林は約6割が利用期を迎えています。この資源を有効活用しつつ、水源涵養や土砂流出防止、二酸化炭素吸収などの森林の公益的機能を発揮するためには、伐って使って、植えて育てる循環型林業を進めることが重要です。しかし、「植える」を森林所有者の負担のみで行うことは難しいため、木材資源の受益者である林業や木材産業関係者が基金を設置し、応援しています。

問 **支援を受けるための条件は？**
答 主な条件は以下の通りです。詳しくは機構事務局やお近くの森林組合等にお問い合わせください。
 ・森林経営計画などに基づく計画的な植栽であること
 ・県の再造林促進事業の対象であること（2千本/haなどの低コストな取組）
 ・上図の出荷者協力金にご協力いただいている森林であること

問 **他の補助金をもらっても支援を受けられる？**
答 受けられます。

問 **もらった支援金は植栽に使わないといけない？**
答 植栽に使っていただくことが望ましいです。

問 **林業や木材産業関係者は協力金をどのように納入するの？**
答 協力金に賛同いただいた場合は、以下のとおり取り扱っています。
 ・県内の原木市場で取引を行う場合、市場を通して納入します。森林所有者や素材生産業者は、市場において原木代金の精算時に協力金額を控除し、製材工場等は、原木代金の請求時に協力金額を市場で加算します。
 ・市場を通さない場合は、直接機構に納入します。

問 **寄付したい場合はどうすればよい？**
答 機構事務局にご連絡ください。指定する口座へ振込をしていただきます。

問 **この基金制度は、いつまで続けるの？**
答 3年程度ごとに、木材価格、国や県の造林補助事業、基金の効果等を踏まえ、基金制度のあり方を検討します。